



沿岸名	漁港名	地区 海岸名	指 定 区 域
三陸南沿 岸	岩井沢漁 港海岸	岩井沢地 区海岸	
平成二十九年七月七日宮城県告示第六百十四号により海岸 保全区域として指定した気仙沼市唐桑町岩井沢地内の岩井沢 漁港海岸保全区域のうち岩井沢漁港区域に接する区域			

○宮城県告示第六百十六号

岩沼市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 岩沼市矢野目西地区土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十九年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

東松島市

三 事務所の所在地

東松島市矢本字上河戸三十六番地一

四 換地処分の年月日

平成二十九年六月二十三日

○宮城県告示第六百十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年六月二十九日	伊藤 享	二級建築士	第一千二百四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	原 清一	二級建築士	第一千四百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	蜂谷 永夫	二級建築士	第一千四百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	板垣 清一	二級建築士	第一千六百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	豊嶋 昭雄	二級建築士	第一千六百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	岩見 美雄	二級建築士	第一千七百三十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	守屋 貢	二級建築士	第一千八百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	西條 慶勝	二級建築士	第一千九百一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	高橋 新一	二級建築士	第二千五百二十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	小野 雄四	二級建築士	第二千六百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	長沢 耕一	二級建築士	第二千八百十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	坂田 悦志	二級建築士	第二千八百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	小野 良亮	二級建築士	第二千八百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	松浦 恵二	二級建築士	第三千八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	白鳥 耕助	二級建築士	第三千二百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	及川 良雄	二級建築士	第三千三百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	細谷 郁雄	二級建築士	第三千五百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年六月二十九日	山下 政幸	二級建築士	第八千二百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	佐藤 守	二級建築士	第八千八百八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	青柳 利得	二級建築士	第六千二百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	伊藤 順吉	二級建築士	第六千七百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	布谷 幸平	二級建築士	第七千九百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	佐藤 富喜	二級建築士	第七千八百八十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	千葉 勝治	二級建築士	第五千六百四十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	佐藤 照二	二級建築士	第五千五百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	村上 保男	二級建築士	第五千四百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	岩間 重雄	二級建築士	第五千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	佐藤 邦夫	二級建築士	第五千三百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	小松 由郎	二級建築士	第五千三百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	中藪 昭之	二級建築士	第五千二百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	松林 七郎	二級建築士	第五千二百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	永井 浩	二級建築士	第五千五百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	大塚 貢造	二級建築士	第四千六百号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	吉々々木 直	二級建築士	第四千九百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	松本 正平	二級建築士	第三千八百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	太田 寿男	二級建築士	第三千七百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	遊佐 寿郎	二級建築士	第三千五百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年六月二十九日	上原 貞夫	二級建築士	第一万一千二百五十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年六月二十九日	吉田 芳弘	二級建築士	第一万三千八百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十九年七月七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加藤 慶太

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十九年六月二十八日	今井 竜太郎	石巻市鹿又字八幡前四十四番地	理事
平成二十九年六月二十八日	笹野 恵一郎	石巻市鹿又字梅木屋敷百四十一番地	理事
平成二十九年六月二十八日	高橋 永悦	石巻市和洞字笈入二十三番地	理事
平成二十九年六月二十八日	門 間 一 男	石巻市前谷地字八工区北五十六番地	理事
平成二十九年六月二十八日	西山 輝夫	石巻市前谷地字山根二十番地	理事
平成二十九年六月二十八日	大森 康隆	石巻市須江字糠塚前二十四番地	理事
平成二十九年六月二十八日	石 垣 辰 也	石巻市広測字窪田三十九番地	理事
平成二十九年六月二十八日	石 垣 芳 温	石巻市広測字荒神前二十七番地	理事
平成二十九年六月二十八日	渋谷 和夫	石巻市北村字十工区二十番地	理事
平成二十九年六月二十八日	菅 井 賢 治	東松島市小松字下二間堀百九十九番地	理事
平成二十九年六月二十八日	佐藤 静男	東松島市大塩字平田原百一番地	理事
平成二十九年六月二十八日	鈴木 仁逸	東松島市小松字里前十六番地	理事

二 退任した者

平成二十九年六月二十八日	豊島 栄一	東松島市小松字上前柳一番地一	監事
平成二十九年六月二十八日	遠藤 章一	石卷市鹿又字南待井二十七番地四	監事
平成二十九年六月二十八日	三浦 近	石卷市前谷地字樋口百九十三番地	監事
平成二十九年六月二十八日	澤田 静一	石卷市前谷地字天王山五十八番地	理事
平成二十九年六月二十八日	黒田 敏	石卷市門脇字二番谷地十三番地百四十一	理事
平成二十九年六月二十八日	西村 昌晴	東松島市赤井字館前二百二十九番地一	理事
平成二十九年六月二十八日	渡邊 登	東松島市赤井字本谷八番地	理事
平成二十九年六月二十八日	土井 寛治	東松島市大曲字寺沼百五十番地一	理事

平成二十九年六月二十七日	今井 竜太郎	石卷市鹿又字八幡前四十四番地	理事
平成二十九年六月二十七日	笹野 恵一郎	石卷市鹿又字梅木屋敷百四十一番地	理事
平成二十九年六月二十七日	佐藤 勝也	石卷市和測字一本柳二十五番地一	理事
平成二十九年六月二十七日	門間 一男	石卷市前谷地字八工区北五十六番地	理事
平成二十九年六月二十七日	支倉 繁	石卷市前谷地字定川二十八番地	理事
平成二十九年六月二十七日	大森 康隆	石卷市須江字糠塚前二十四番地	理事
平成二十九年六月二十七日	内海 功	石卷市広測字新泉沢三百十六番地	理事
平成二十九年六月二十七日	石垣 芳温	石卷市広測字荒神前二十七番地	理事
平成二十九年六月二十七日	渋谷 和夫	石卷市北村字十工区二十番地	理事
平成二十九年六月二十七日	鈴木 强	東松島市小松字上二間掘百五十五番地一	理事

公 告

平成二十九年六月二十七日	佐藤 静男	東松島市大塩字平田原百一番地	理事
平成二十九年六月二十七日	鈴木 仁逸	東松島市小松字里前十六番地	理事
平成二十九年六月二十七日	土井 寛治	東松島市大曲字寺沼百五十番地一	理事
平成二十九年六月二十七日	阿部 賢一	東松島市赤井字星場二百六番地二	理事
平成二十九年六月二十七日	齋藤 俊一	東松島市赤井字鷲塚五十九番地一	理事
平成二十九年六月二十七日	黒田 敏	石卷市門脇字二番谷地十三番地百四十一	理事
平成二十九年六月二十七日	佐々木 順二	遠田郡涌谷町字三軒屋敷二七三番地	理事
平成二十九年六月二十七日	菅原 慶一	東松島市矢本字大林三十番地	監事
平成二十九年六月二十七日	佐藤 榮一	石卷市前谷地字大和田前三番地二	監事
平成二十九年六月二十七日	内海 勝男	石卷市広測字窪田五十七番地	監事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十九年七月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
巨理郡山元町山寺字西頭無四十三番地四十六  
五番二十二地先の水の一部  
有限会社安田工務店

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十三号  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定によ

り、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。

平成二十九年七月七日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日 時 平成二十九年七月十三日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第二号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二二一三六二一)

### 監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果(平成29年6月24日付けで請求人に通知)を別冊のとおり公表する。

平成29年7月7日

宮城県監査委員 石 森 健 二  
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

### 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第27号

宮城県起業の大谷川地区海岸改修工事(宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂

地内まで)及び県道女川牡鹿線改築工事(宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで)に係る土地収用事件(大谷川浜大谷川事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第16条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。

平成29年7月7日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日 時 平成29年8月28日(月) 午後2時から

2 場 所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等